

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
1	①協議書(協議指示等)	—	③支援業務者	土木工事共通仕様書(案)P1-20(10. 工事情報共有化)において、「情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。」また、土木工事書類作成マニュアル[3](5. 工事情報共有システム)においては、「実施可能な書類については、原則、システムを使用するものとする。」と明記されている。しかし、未だに事務所の指示に紙ベースがあり、DXを推進する発注者からの立場からも、抜本的な改善を早急に進めて頂きたい。	土木工事共通仕様書、土木工事書類作成マニュアルに記載しているとおり特別な事情がない限りASPを活用することとしており再周知を行います。
2	①協議書(協議指示等)	—	③支援業務者	発注担当課が担当する回答案件(契約書第19条)にもかかわらず、総括打合せ時に期限を定めた指示回答日が守られない上、回答日を示さないなど不適切な対応が未だにあるため、早急に改善を図って頂きたい。	契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するよう指導します。 あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは①協議書(ケース2)で記載のとおり、必ず指示予定日を通知するよう指導します。
3	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	工事打合せ簿(通知)について、完成検査日についての通知(ASP)が届きますが、完成検査間際に届くことがあり、余裕をもって電子納品格納ができない時があります。早めの通知閲覧をお願いします。	電子納品が工期末に完了できるように適正工期を設定するとともに、その格納後に完了届を提出させることを指導徹底します。 あわせて、現場の作業に支障が生じないよう速やかに通知を行うよう指導します。(完成検査については、完了届提出日から14日以内に実施)
4	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	新直轄工事では、総括打合せ時に受注者から『特記仕様書に指示をする』と記載されている仮設の工事用道路の指示が欲しいと言う内容について、発注担当課からは協議をして欲しいという回答がありました。 特記には『指示をする』と書いてあるのに、どうして『協議になる』のか確認をしましたが、『指示をしたくても工事用道路の計画が無いから指示が出来ない』との回答でした。だから業者に(案)を考えてもらって欲しいとの事です。コンサルに施工計画を考えさせないのですか? それと発注担当課は、適正化指針を理解されておりますか? 河川とくらべて道路は、適正化指針の理解が大分遅れているように思います。	特記仕様書に記載していることや、約書第18条第4項、契約書第19条の主旨を踏まえ、①協議書(ケース1)で記載のとおり、発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。 あわせて発注担当課に適正化指針を再周知します。
5	①協議書(協議指示等)	愛媛県	③支援業務者	総括打合せ時の指示事項において、詰所と発注担当課の役割分担が不明瞭であり、現場に負担がかかりすぎであると思えます。発注図面や発注条件が不備な項目は、発注担当課の方で対応していただきたい。但し、現場も協力をすることが前提であるが。	契約書第18条第2項(監督職員の役割)および契約書第18条第3項～第5項(発注者の役割)に基づき、適切に実施できるよう発注担当課の体制強化に努めます。 これらを徹底するため、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、書類適正化の理解促進と遵守を図っていきます。
6	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	通知・確認を受けた内容や18条協議に対して発注担当課より改めて別途協議を求められる。何のための総括打合せなのか分からない。	①協議書(ケース2、3)で記載のとおり、総括打ち合わせにおいて事実が確認出来る資料の提出があれば、あらためて協議を求めないように指導します。 なお、また、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することは困難であると考えており、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。 また、特記仕様書に「工事(準備工除く)施工に先立ち、総括打合せを行うことを基本とするが、受発注者調整のもと、総括打合せが必要ないと判断した場合は省略できるものとする。」と記載しており、適宜対応してください。
7	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	総括打合せ時に発注者回答を説明させられた。本来は発注者側職員が説明するものではないのか。	総括打合せ時の回答は、事前に現場側との調整結果を踏まえ発注担当課が回答するものであり、その指導徹底を行います。 また、①協議書(ケース2)で記載のとおり、工事着手に遅れが生じないように、総括打ち合わせ等で速やかに具体の指示が出せるよう、指示に関する事前調整に努めるよう指導します。
8	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	発注者側も忙しくなかなか具体的な指示をする事が出来ないことがあると思えますので、大掛かりなものは受注者側での「設計-施工」が可能となるシステム(例えば、設計業務を受注者へ指示、現場に応じた設計を受注者とコンサルタント会社(発注者指定業者のほう望ましい)で検討し、協議をして指示を受け施工)があればいいのではないのでしょうか。	規模の大きいものは、ECI方式やDB方式など様々な発注を実施しているところですが、今後も負担軽減の検討を進めていきます。 なお、現時点において全ての工事で実施することは困難であるため、①協議書(ケース3)で記載のとおり、協議が円滑に進むように、発注担当課の体制強化に努めます。
9	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	協議書等、なるべく簡単に作成しているが、わかりにくいなどで結局、膨大な時間を要して資料を作成している。ある程度内容がわかり、数量等がわかれば、承認していただけないとどんどん書類がたまり、残業がかさむ。	①協議書(ケース3)で記載のとおり、協議の添付資料は、事実が確認出来る必要最小限とすることを指導徹底します。 事実が確認できる資料とは、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2. 設計図の照査に記載のとおりとしますが、記載しているものすべてのものではなく、事象に応じて必要なもののみを提出してください。 なお、設計図との対比図については、契約図面をベースに変更設計図を意識して作成をお願いします。(協議の対象は契約図書がベース、施工図等のその他の資料は参考添付の扱い)

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
10	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	時間の無い現場が止まってしまう恐れのある設計変更等の協議資料について、結局、受注者側が資料を作成している。	①協議書(ケース1)に記載のとおり、発注者指示の資料は発注者で作成することを指導します。(照査範囲を超える資料の作成は契約書第19条) なお、受注者発議の協議においては、①協議書(ケース3)に記載のとおり、事実が確認出来る最小限の資料の添付をお願いします。 事実が確認できる資料とは、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2. 設計図の照査に記載のとおりとしますが、記載しているすべてのものではなく、事象に応じて必要のもののみを提出してください。 また、受注者側の負担軽減のため、①協議書(ケース3)に記載のとおり、協議が円滑に進むように、設計図書に不足が生じないよう指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。
11	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	内容により発注者と受注者の役割線引きが難しいと思いますが、現況は受注者の負担が大きいですのでマニュアル通り実施できたらいいと思います。	契約書、共通仕様書に基づく役割分担で実施するものであり、引き続き、適正化指針を周知徹底していきます。
12	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	工事を受注し設計内容、現地確認し工事目的物の完成に向けての施工方法の検討を行うと、施工不可能な設計での発注となっている場合があります。 再度受注者で現地測量し工法変更を行い施工する工事については、現場管理費の割り増しをお願いしたい。 発注内容の大部分が変更となる工事は通常の工事以上に労力が多く、ひと工程ずつ協議しながら現場を進めていくこととなります。現地の測量から始まり、進入路、使用機械の検討等コンサルタントが設計を行う内容についても受注者で検討を行うこととなります。	①協議書(ケース1)に記載のとおり、照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるように指導します。 また、②発注内容・設計照査(ケース2)に記載のとおり、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者が作成するように指導します。 あわせて、①協議書(ケース3)に記載のとおり、協議が円滑に進むように、設計図書に不足が生じないよう指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。 なお、契約書第1条に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。」(自主施工の原則)となっており、契約図書に記載がない場合は、設計変更の対象にならないのが原則であり留意する必要があります。
13	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	土木工事書類作成マニュアルでは、出来形規格値の定めが無いもの→協議書は不要。土木工事共通仕様書では、監督職員と協議。土木工事共通仕様書に則って協議は必要でしょうか。	出来形規格値の定めが無いものについては、土木工事書類作成マニュアルに記載のとおり「あらかじめ監督職員と調整(協議書は不要)」して定めて下さい。 ※あまり簡素化にはならないが、協議書を不要とし、お互いの調整の下、施工計画書に記載するようにしたもの
14	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	設計照査の内容を事前にメールにて送付しているが、総括打合せ時に回答が帰ってこないものが多々ある。総括打合せ後、受注者側から回答期限を明記し発注者に回答をお願いしているが、期日が守られないものもある。職員が忙しいのであれば、支援業務に依頼するなどしてほしい。今のままでは総括打合せは必要ないのではないのでしょうか。	①協議書(ケース2)に記載のとおり、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。 なお、指示資料は発注者にて作成しますが、事実が確認できる資料が提出されていることが前提であり、その資料に基づき指示を行うことに留意して下さい。 また、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することは困難であると考えており、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。
15	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	協議後、指示までの決済に時間がかかっている。	契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するよう指導します。 あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは、適正化指針①協議書(ケース1)に記載のとおり、必ず指示予定日を通知するよう指導徹底します。 なお、照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるように指導します。 また、①協議書(ケース1)の「発注者への協議書記載事例」に記載されている、回答期限を明記することを土木工事書類作成マニュアルに追記します。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
16	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	協議に添付する概算見積り金額の詳細資料を添付すると、会計検査に困るので金額表示だけの見積書で提出してくださいと指示があったかと思えば、概算金額の内容の分かる資料がほしいと言ったり、また、材料に関しての三社見積はいらないと言っていたと思えば、最終変更時にその当時の三社見積を提出してくださいと言ったり、その時々で言っている事が変わっています。結局簡素化ならず手戻り作業になってしまいますので、提出資料に関して統一して頂きたい。	以下の内容を各事務所に再度指導徹底します。なお、そういう依頼があった場合は適正化指針により説明し、拒否してください。 ①協議書(ケース1) 指示はその都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、発注者指示については、概算金額について明示すること。また、時間を要する場合においても現場作業に遅れが生じないように留意すること。 (概算金額を示すのは発注者) ③設計変更(ケース1) 材料等の見積りは発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないこと。 なお、受発注者間の価格乖離防止のため、価格のすりあわせを行うことを目的に参考(三者見積ではない)までをお願いするケースはある。
17	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	出先機関によって提出内容・様式等が様々。統一して欲しい。	適正化指針、土木工事書類作成マニュアルに基づき適切に対応するように指導徹底します。 ①協議書(ケース3)に記載のとおり、協議の添付資料は、事実が確認出来る必要最小限とすることを周知徹底します。 事実が確認できる資料とは、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2. 設計図の照査に記載のとおりとしますが、記載しているのすべてのものではなく、事象に応じて必要な物のみを提出してください。 なお、設計図との対比図については、契約図面をベースに変更設計図を意識して作成をお願いします。
18	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	指示書の発行または協議書の回答が遅いと感じます。ある程度、工程に沿って協議を進めていただかないと、莫大な手待ち時間や費用のロスが発生してしまいます。工事中断による無駄な出費への発注者の感覚が希薄に感じるので、もう少し配慮していただきたいです。	契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するように指導します。あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは適正化指針①協議書(ケース2)に記載しているとおり、必ず指示予定日を通知するように再度徹底します ①協議書(ケース1)に記載のとおり、照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるように指導します。 また、①協議書(ケース1)の「発注者への協議書記載事例」に記載しているとおり、協議書に回答期限を明記することを土木工事書類作成マニュアルに追記します。
19	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	基本的に指示資料は発注者側が作成しているが、担当をスルーし作成をお願いしてくる場合がある。	①協議書(ケース1)に記載の通り、発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。
20	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	協議を行った案件だけ変更の対象とるだけでなく、必要となるものは変更対象としてもらいた。	照査範囲を超えるものは契約書第19条によるものとなりますが、それ以外で協議が必要なものは、事実が確認できる資料を提出して対応してください。 なお、契約書第1条に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」(自主施工の原則)となっており、契約図書に記載がない場合は、受注者の責任において定めることとなっているほか、設計変更の対象にならないのが原則になりますので留意してください。
21	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	他現場だったが、発注者担当者により協議書内容の精査をもとめる度合いが違う。	共通仕様書に記載しているとおり、照査に関して特別な場合は資料の追加の要求することがありますが、それ以外は拒否してください。 ①協議書(ケース3)に記載のとおり、協議の添付資料は、事実が確認出来る必要最小限とすることを周知徹底します。 事実が確認できる資料とは、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2. 設計図の照査に記載のとおりとしますが、記載しているのすべてのものではなく、事象に応じて必要な物のみを提出してください。 なお、設計図との対比図については、契約図面をベースに変更設計図を意識して作成をお願いします。
22	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	指針そのものには改定意見はありませんが、「発注者指示資料は、発注者側で作成することを職員に徹底します。」との記載がありますが、受注者からの協議⇒指示が多く、まだまだ徹底されていないように思います。	引き続き、適正化指針を周知徹底していきます。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
23	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	総括打合せにおいて、別途指示との回答であったが指示が遅れており、施工段取りに支障をきたす恐れがある。	契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するように指導します。あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは適正化指針①協議書(ケース2)に記載しているとおり、必ず指示予定日を通知するように再度徹底します。 また、①協議書(ケース2)で記載のとおり、工事着手に遅れが生じないように、総括打ち合わせ等で速やかに具体的指示が出せるよう、指示に関する事前調整に努めるよう指導します。
24	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	総括打合せにおける協議事項の取り扱いについて総括打ち合わせでの回答が”協議による”では時間がかかる。	契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するように指導します。あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは適正化指針①協議書(ケース2)に記載しているとおり、必ず指示予定日を通知するように再度徹底します。 また、①協議書(ケース2)で記載のとおり、工事着手に遅れが生じないように、総括打ち合わせ等で速やかに具体的指示が出せるよう、指示に関する事前調整に努めるよう指導します。 なお、①協議書(ケース2)で記載しているとおり、「指示資料は発注者にて作成しますが、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料が提出されていることが前提」であり、その資料に基づき指示を行うことに留意して下さい。 また、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することは困難であると考えており、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。
25	①協議書(協議指示等)	香川県	③支援業務者	指示に関する資料や書類を作成すると、費用や時間、負担もかかります。 発注者支援業務の歩掛改定を願います。	指示に関する資料や書類の作成は業務の範囲内であり、歩掛改定は現時点では考えていません。 ①協議書(ケース3)で記載のとおり、協議が円滑に進むように、設計図書については、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、その充実に努めるよう指導し、資料作成の負担軽減を図ります。
26	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	協議資料の根拠資料作成に時間がかかり、簡略化できませんか。	①協議書(ケース3)で記載しているとおり、協議の添付資料は、事実が確認出来る必要最小限とすることを周知徹底します。 事実が確認できる資料とは、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図の照査に記載のとおりとしますが、記載しているのすべてのものではなく、事象に応じて必要なもののみを提出して下さい。 なお、設計図との対比図については、契約図面をベースに変更設計図を意識して作成をお願いします。 また、受注者側の負担軽減のため、①協議書(ケース3)で記載のとおり、協議が円滑に進むように、設計図書に不足が生じないよう指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。
27	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	当初発注内容に問題があり、変更協議資料の作成に時間を要する。また、総括打合せ時設計照査協議についても、別途協議の回答多くあまり労務軽減になっていないと感じます。	受注者側の負担軽減のため、①協議書(ケース3)の記載のとおり、協議が円滑に進むように、設計図書に不足が生じないよう指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。 ①協議書(ケース2、3)で記載しているとおり、総括打ち合わせにおいて事実が確認出来る最小限資料の提出があれば、あらためて協議を求めないように指導します。 また、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することは困難であると考えており、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。
28	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	カッター汚泥処理は協議提出ではなく、発注時より見込んでもらいたい。	当初契約に見込むか、特記仕様書に具体的な条件明示を行います。
29	②発注内容・設計照査	—	③支援業務者	未だに、コンサルタントの設計成果について、現場等合致していないケース(照査不足)や地元協議不足などが多数見受けられる状況であり、設計図書を充実させるためには、成果の照査体制を早急に構築する必要があるのではないのでしょうか。	受注者の負担軽減のため、②発注内容・設計照査(ケース1)で記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底させ、設計図書の充実に努めるとともに、必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。
30	②発注内容・設計照査	—	③支援業務者	設計図書の内容が現地と合致しないことや地元協議等の不備など、相変わらず充実したものになっておらず、改善に努めて頂きたい。(発注前の監督職員と発注担当課との調整会議の実施など)	②発注内容・設計照査(ケース1)で記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底させ、設計図書の充実に努めるとともに、必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう指導します。 これらを徹底するため、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、書類適正化の理解促進と遵守を図っていきます。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
31	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	最近の工事発注内容が、契約後に大幅に変更になるケースがある。発注時期等の照査をもう少ししっかりとしてほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底するとともに、分かっている場合は当初発注に反映し発注することを指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。
32	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注図において、前年度分の工事が反映されていなかったり、図面毎に記載が違っていたりします。確認がしっかりしていないのではないのでしょうか。	受注者等の負担軽減のため、②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底することを指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。
33	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計図書に今回の工事で使用することができない仮設計画図(参考図)があり、仮設計画を受注者が行わなくてはならなかった。(表面排水路施工に対する仮設計画)	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底させ、設計図書の充実に努めるよう指導します。 なお、契約書第1条に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」(自主施工の原則)となっており、契約図書に記載がない場合は、受注者の責任において定めることとなっているほか、設計変更の対象にならないのが原則になりますので留意してください。 また、②発注内容・設計照査(ケース1)「あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。」と記載しており、参考図ではなく設計図書の条件明示等で適切に対応するように指導します。
34	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	構造物等の詳細設計のデータが欲しいと発注者に要求すると、「この中から探してください。」と「設計業務成果品」のデータを丸ごと一式を渡される。膨大なデータから該当データを探すのに、かなりの時間と労力を使うので、必要箇所のみ頂けると助かります。	②発注内容・設計照査(ケース2)に記載のとおり、数年度に渡る成果資料から根拠を見つける作業については発注者で行う作業となります。発注者側で事前に準備し、受注者へ情報共有するよう指導します。
35	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	適正化指針には『工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう努めます。』と記載があるが、新直轄工事では、受注者が決まってから各詰所で関係機関協議を行っているのが現状です。発注担当課とPPPが機能していないように思います。 受注者が決まってから関係機関協議や支障物の撤去をし始めるのは遅いと思います。 『周知徹底します』との回答が多々あるのですが、一向に改善されていないので毎年、同じような意見を言い続けているのが現状です。	②発注内容・設計照査(ケース1)で「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう努めます。」とあり、PPPも含め、事務所(調査及び発注担当課)が事前に解決すべき事項を整理した懸案リスト等を用いて情報共有することにより改善を図ります。
36	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注図の詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。とあるが、自分の現場では、発注コンサルタントが詳細な図面を提出しないため、受注者がメーカーに問合せして解決した。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図(指示図面を含む)は発注者側で照査を徹底することを再度指導徹底します。 また、②発注内容・設計照査(ケース2)に記載のとおり、数年度に渡る成果資料から根拠を見つける作業については発注者で行う作業となります。発注者側で事前に準備し、受注者へ情報共有するなど、施工に必要な成果の提出(又は指示)を迅速に行うように指導します。
37	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	使用基準点の指示について、必要最低限の点数とし現地・設計図書・座標系等の整合性の確認は発注段階において精査願いたい。 測量時期・現地所在・設計図書との整合性等考慮せずやみくもに近隣全点の資料を指示される為不整合が生じ確認・精査・変換に多大な労力と費用を要する。	共通仕様書1-1-1-39に記載のとおり、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示によることを徹底します。ただし、受注者がそれを基に整合性を確認することとなっていますので対応をお願いします。
38	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	設計図書、特に契約図面の不備が多く又、過年度工事の成果が反映されていない事案が多くある。それによって変更図面の作成の手間が掛かる。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底するとともに、分かっている場合は当初発注に反映し発注することを指導します。また、発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底するとともに発注担当課の体制強化に努めます。(照査範囲を超える資料の作成は契約書第19条)
39	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事内容の変更が多すぎる。災害復旧工事とはいえ、官と官(例えば国交省と県)の意見に相違があり、工事内容が大きく変更となっている。(受注時の内容と乖離している)	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう努めるよう指導します。やむを得ず当初発注に反映出来なかった場合においては、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努め、受注者の手待ちが生じないように指導します。
40	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	明らかに工事着手できない工事が発注されています。(工事箇所への進入路が無いや、現在進行中の別工事は終わらないと着手出来ないなど。)	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、設計段階において現地調査を十分に考慮した上で施工法を検討することにより発注後の工事中止が発生しないように努めるよう指導します。ただし、やむを得ない場合においては、具体的な条件明示を行うとともに、必要な適正工期により発注を行います。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
41	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	本線、ランプ、側道とそれぞれの線形があるのに横断図は、本線のみ横断図しかないため、ランプ、側道部の切土・盛土がある場合、新規で横断図を作らなくてはならない為、設計成果の確認を詳細に行ってほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底させ、設計図書の充実に努めるよう指導します。 また、必要な図面が設計図書となっていない場合においては、②発注内容・設計照査(ケース2)に記載のとおり、施工に必要な成果の提供(又は指示)を迅速に行うように指導徹底します。
42	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注図面等、発注時に判明している箇所については当初から反映してもらいたい・とりあえずだしとけや感がある。変更、変更と簡単には口でいえるがいざ変更となるとするのがすごく大変です。当初から小さいことでも少しでも変更を少なくしてもらいたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底するとともに、分かっている場合は当初発注に反映し発注することを指導します。
43	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	継続事業で協議を行い設計変更の対象となりましたが、工期内に施工できず次年度に繰り越すこととなった新工種について、次年度工事においては反映されず再度協議となりますが、受注者が同じでなくとも同種の内容の協議となります。新工種が採用された協議については発注段階で設計として頂きたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、新規工種の採用等、明確に分かっているものは発注段階で反映させます。
44	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注図面等の発注者側の照査の徹底や明示すべき項目の不足を無くし、設計図書の充実に努めるよう対応が書かれているが、未だ誤謬や脱漏が多く数量計算書等の参考資料にも間違いがある。 コンサルからの設計成果をそのまま発注して照査が行われていないように感じる。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注者側の照査を徹底し、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう再度指導徹底するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。
45	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	関係機関等との協議が実施されていないため余分な日数がかかり工事着手が遅れる。特に地方公共団体との協議が出来ていない場合が多い。	②発注内容・設計照査(ケース1)において「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」とあり、PPPも含め、事務所(調査及び発注担当課)が事前に解決すべき事項を整理した懸案リスト等を用いて情報共有することにより改善を図ります。 また、やむを得ず関係機関が整わない場合においても、あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行うなど、適正工期の設定とあわせ迅速な対応をするように指導します。
46	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	設計成果資料は最新版の確実な資料を提供して頂きたい。特に用地境界に変更がある場合などはきっちりとした資料を頂きたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底するとともに、分かっている場合は当初発注に反映し発注することを指導します。また、発注者指示の資料は発注者で作成することを指導します。 また、②発注内容・設計照査(ケース2)課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者に行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理し、受注者に情報共有するように指導します。」と記載しており、施工に必要な成果の提出(又は指示)を迅速に行うように指導徹底します。 これらを徹底するため、発注担当課の体制強化に努めます。
47	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注時に判明している現場状況との相違について照査がされない 盛土材の不足等	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めるよう指導します。 また、あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行うなど、適正工期の設定とあわせ迅速な対応をするように指導します。 これらを徹底するため、発注担当課の体制強化に努めます。
48	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	設計便覧は共通編、河川編、道路編で構成されHPで公開されているもの(共通編は確認できません。)と思われませんが河川、道路別々で、纏められておらず利用しづらい状況です。職員をはじめとして設計担当コンサル、積算技術担当、現場技術担当、施工会社担当が利用・確認する資料であり、考え方の情報共有の意味合いからも纏めてわかりやすく公開してほしい。	HPでの掲示方法等について関係部局と調整・検討をしていきます。
49	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注図面に間違いが多い。図面の照査に相当時間を費やしたが、総括打合せまでにすべて編集できず、一部は口頭で伝えた。あとは図面と数量計算書の整合性が図れていない。(橋台の掘削範囲に対して、数量計算上の足場及び支保工では設置できる状態では無く整合性が図れていない)数量算出方法だけで計算し、図面を考慮していない。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底し、設計図書の充実に努めるよう指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。 なお、総括打合せ時において、すべての確認できる資料を作成することは困難であると考えており、工程に応じて個別に協議を行う方が効率的な場合もありますので、適宜対応して下さい。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
50	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注前に図面や特記仕様書、設計書の照査を行っていただきたい。 図面と現場の内容が一致しないため、工期開始から半年間以上何もできなかった。 (出来たことは起工測量及び用地範囲が変更しない範囲の支障木伐採のみ) 図面の修正出来たと連絡あり、受注者が精査しているとまったく直っていなかった。 本当に確認、現場把握が出来ていない。また、責任の擦り付け合い感がみられる。 (前回工事で設計図面がおかしいと意見を言っていました、聞いてもらうことなく未対応)	②発注内容・設計照査(ケース1)の各種対応を徹底するため、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、書類適正化の理解促進と遵守を図っていきます。
51	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計照査は行うが、業務成果に関する発注者のチェック体制を構築して頂きたい。 例: 構造物の変更指示に伴い、当初図面の修正が生じた。その業務は発注者から委託されたコンサルタントで行うと言われた。それほど時間がかからないという共通認識、かつ期限も申し入れたが、数か月遅れて受理した。更にその図面精査を行うと、不一致があったので通知した。回答は、「数か月かかる」。さすがに材料発注が間に合わないため、施工者でその図面修正を対応した。	②発注内容・設計照査(ケース2)で記載のとおり、工事発注時には事前に設計成果の確認を十分に行うよう指導徹底するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。 また、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、発注者における書類適正化の理解促進と遵守とあわせてチェック体制の充実を図っていきます。 なお、契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するように指導します。あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは、適正化指針①協議書(ケース2)に記載しているとおり、必ず指示予定日を通知するように再度指導徹底します。
52	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	工事着手して1年以上経過したが、地元自治体との調整が未だ終わっていない。中でも、道路管理者の構造物取壊及び改修を行う内容となっており、通知は発議したものの放置されたままである。	②発注内容・設計照査(ケース1)において「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」とあり、PPPも含め、事務所(調査及び発注担当課)が事前に解決すべき事項を整理した懸案リスト等を用いて情報共有することにより改善を図ります。 契約書18条第3項に記載されているとおり、「発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。」となっており、適切に対応するように指導します。あわせて、その期間内に通知できないやむを得ない理由(設計等に時間を要する場合等)があるときは適正化指針①協議書(ケース2)で記載のとおり、必ず指示予定日を通知するように再度指導徹底します。
53	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注前に必要な関係機関や地元関係者との協議・調整が不十分な場合、受注後に判明する問題等があるのもう少し関係機関等と協議・調整を詰めてから発注してほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)において「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」とあり、PPPも含め、事務所(調査及び発注担当課)が事前に解決すべき事項を整理した懸案リスト等を用いて情報共有することにより改善を図ります。
54	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	複数業者による設計成果が多いため、その中から資料・根拠を見つけるのは発注者・受注者ともに労力がかかる。キーワード検索できるようなシステムがあれば時間短縮につながるのですが。	②発注内容・設計照査(ケース2)で記載のとおり、数年度に渡る成果資料から根拠を見つける作業については発注者で行う作業となります。発注者側で事前に準備し、受注者へ情報共有するなど、施工に必要な成果の提出(又は指示)を迅速に行うように指導します。 キーワード検索システムについては、相当数の成果が存在することから構築は困難であると考えています。
55	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	詳細設計における計画が現状では使えないため、再度計画を業者が行う必要がある。 もう少し、現状を反映した計画立案を行ってくれば、不要な計画に時間を取られることがない。	②発注内容・設計照査(ケース2)で記載のとおり、工事発注時には事前に設計成果の確認を十分に行うよう指導します。 また、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、発注者における書類適正化の理解促進と遵守とあわせてチェック体制の充実を図っていきます。
56	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	仮設鋼矢板の設計において、隣接工事が完了しているにもかかわらず、設計の不備で受注業者が設計を考え、発注者及びコンサルに確認し、施工を実施しており、工程にも遅れが発生している。 設計段階において現地条件を十分考慮した上で、施工法を検討してほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1、3)で記載のとおり、設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより発注後の工事中止が発生しないように努めます。また、工事の発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うよう指導します。 また、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、発注者における書類適正化の理解促進と遵守とあわせてチェック体制の充実を図っていきます。
57	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	当工事の設計図書である図面は、オールブラックでの記載となっており、一目で何処を施工するのが明確で無かった。図面・数量・積算を確認し施工量が把握できる設計図書である。総括打合せでもより詳細(施工範囲の色分け)をお願いしたが、再び提示された図面はオールブラックであった。初年度から施工を同じ業者が施工するのであれば分かる図面だが、施工業者が変わり施工となるのであれば分かりやすい設計図が必要となるのでは？	②発注内容・設計照査(ケース1)で記載のとおり、発注図(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、設計図書の充実にも努めるよう指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。 なお、設計図書の色分けについては現時点で考えておりません。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
58	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	電線共同溝工事は、設計照査に時間を要する。発注者と受注者との間にチェックを専門とするコンサル(発注者に意見を言える)を入れるように改善希望	②発注内容・設計照査(ケース1、2)に記載のとおり、発注図(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、設計図書の充実に努めるとともに、工事発注時においては事前に設計成果の確認を十分に行うよう指導します。 また、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、発注者における書類適正化の理解促進と遵守とあわせてチェック体制の充実に努めていきます。 なお、今後、電線共同溝工事の発注については、ECI方式やDB方式など負担軽減の検討を進めていきたいと考えております。
59	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注時想定できる仮設工などは当初計画としてほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行うなど、適正工期の設定とあわせて迅速な対応をするように指導します。 なお、契約書第1条に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。」(自主施工の原則)となっており、契約図書に記載がない場合は、受注者の責任において定めることとなっているほか、設計変更の対象にならないのが原則になりますので留意してください。
60	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	工事発注までの準備期間がタイトなため、十分な設計図書の照合に至っていないケースがあります。設計図書の充実に努めるため、計画的な設計ストックが必要と思います。	②発注内容・設計照査(ケース2)に記載のとおり、工事に必要な成果は発注者側で事前に準備し、受注者へ情報共有することとあり、事前に計画的な設計ストックを準備するように努めます。
61	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	毎年計上されている工種、種別等は、発注時から計上していただく効率がよいと思います。	維持工事と思われるが、前年度実績等を踏まえ、ある程度実態と合わせるように指導します。
62	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	残土場の設定対応がなされていない(数年前、数工事前から)今回やっと残土場の確保がされましたが、設計変更で項目を入れられたのが工期始まって半年後。工期始まってから地主等との交渉、コンサルの測量開始など。こういった関係の行動があまりにも遅すぎる。工事公告までには済ましておいてほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)において「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」とあり、PPPも含め、事務所(調査及び発注担当課)が事前に解決すべき事項を整理した懸案リスト等を用いて情報共有することにより改善を図ります。
63	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	安全施設整備工事の為、概算発注になるのは分かるが、数量表等に、あからさまに施工しない内容の物がある。	前年度実績等を踏まえ、ある程度実態と合わせるようように指導します。
64	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	橋梁上部工における床板鉄筋が概略発注とされ、図面・数量計算書を受領できるものと口頭にてあったが、数量計算書は受領できず、受注者にて作成・まとめをしている状況である。	概算発注においては、②発注内容・設計照査(ケース3)の記載で「契約後発注者で指示資料を作成し指示すること」「速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めること」とあり、受注者の負担とならないように指導徹底します。
65	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	概算発注や、修正設計中の工種の指示を頂くときに、ステップ図や仮設の考え方(コンサル成果等)を提示して頂きたい。	②発注内容・設計照査(ケース2)に記載のとおり、コンサル成果資料から根拠を見つける作業については発注者で行う作業となります。発注者側で事前に準備し、受注者へ情報共有するなど、施工に必要な成果の提出(又は指示)を迅速に行うように指導します。
66	②発注内容・設計照査		①受注者	ダミーが多い！受注したは蓋をあけてみると内容が違ったりないかいつてのがあった(過去の事案ですが)ある程度内容及び数量は把握して発注してほしい。	概算発注においては、②発注内容・設計照査(ケース3)の記載で「契約後発注者で指示資料を作成し指示すること」「速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めること」とあり、受注者の負担とならないように指導徹底します。
67	②発注内容・設計照査	愛媛県	②発注者	設計業務の品質が下がらないと業務が減らない。	②発注内容・設計照査(ケース2)に記載のとおり、工事発注時においては事前に設計成果の確認を十分に行うよう指導します。 また、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、発注者における書類適正化の理解促進と遵守とあわせてチェック体制の充実に努めていきます。
68	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計照査の分担がまだきちんとできていない工事において設計の部分で受注者任せの部分が多いと思われる。	契約書、共通仕様書に基づく役割分担で実施するものであり、引き続き、適正化指針を周知徹底してまいります。
69	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	前年度までに終了している箇所と発注段階での内容が合致していないところが多くある。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底するとともに、分かっている場合は当初発注に反映し発注することを指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。
70	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	前年度工事等で変更があった箇所については十分把握できていると思うので発注時点で現地と相違がある箇所については反映してもらいたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注図面(指示図面を含む)は発注者側の照査を徹底するとともに、分かっている場合は当初発注に反映し発注することを指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
71	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	地下埋設物に関する調査について、山間部での買収済み境界用地内での工事に伴う架空線以外の地下埋設物確認、主にNTT地下埋設等の必要性有無と国土交通省管理の地下埋設物確認を工事受注後にする必要性について、事前に発注者側で把握できる地下埋設物に関しては省略することができるのではないか。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に記載のとおり、発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に記載するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。 発注者として最低限の調査を義務付けているものではありませんが、受注者の確認を省略することはできません。
72	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	堤外民地を借地しなければ今回の工事は施工ができない箇所ですが、任意仮設で発注されます。発注段階で地権者が不明な箇所があったり、借地交渉に伺ったときに地権者が違っているなどあり、困っています。発注前に借地交渉等済ませてもらってればスムーズに現場着手できると思います。適正化指針に比較的大規模な仮設は指定仮設とありますが、比較的大規模とはどれぐらいの大きさですか。	指定仮設の適用については工事の内容により個別に判断となりますが、③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に記載のとおり、施工に明らかに影響のあるものは事前に所有者と協議を済ませておくように指導します。
73	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	家屋調査の必要な箇所や支障物件は現地で事前に確認できると思うので、支障物件の移設や家屋調査は発注前に行っておいて欲しい。家屋調査や支障物件の移設が終わるまで工事着手できません。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に記載のとおり、家屋調査対象者への承諾説明、事前調査は、できる限り発注前に行うことを基本に行うこととしていますが、実際の施工方法等が決定しないと対象エリアが確定しないケース等もあり、全て行うことができないことにはご理解をお願いします。 なお、実施にあたっては、具体的な条件明示を行うとともに、調査期間を考慮した適正工期の設定を行うように対応します。 また、「施工に影響のある支障物件については、工事着手までに原則として移転若しくは撤去を完了させるように努めます。」を追加します。
74	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	改良工事において、地元との設計協議は行っているものの市道部取合い等の設計ができていない。故に地元関係者に対して何の説明も出来ていない。受注者が設計不足の計画をし、地元の説明をしなければならぬ。関係地方公共団体及び地元関係者との協議結果を取入れた設計成果を作成し、関係者に説明を行うことまでを発注者をお願いしたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)に記載のとおり、発注者側の照査を徹底し、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の実質に努めるよう指導するとともに、発注担当課の体制強化に努めます。 なお、③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に記載のとおり、関係機関等との発注者として事前協議を実施しておくように指導しますが、施工等に関するものの説明にはご協力をお願いします。
75	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	地下埋設物の確認は発注者の方で出来ませんか？施工箇所はわかっているので、可能かと思われます。またはメールで関係機関へ一斉送信出来るシステムの構築をお願いします。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に記載のとおり、発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に記載するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。 発注者として最低限の調査を義務付けているものではありませんが、受注者の確認を省略することはできません。
76	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	現場点在型だと照会先が箇所数に比例して増加し近年、紹介先も増えてきているため事務作業が増大している	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に記載のとおり、発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に記載するようにします。ただし、土木工事共通仕様書に地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。 発注者として最低限の調査を義務付けているものではありませんが、受注者の確認を省略することはできません。
77	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	地元調整等が整っていないのなら特記条件に詳細を明記して欲しい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に記載のとおり、発注時において支障物件が明確なものは特記仕様書に記載するなど、必要となる場合は具体的な条件明示を指導します。
78	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	明らかに支障となる物件については、工事発注前に撤去か移設できる配慮してほしい。施工業者としてはリスクを少しでも回避したいのと、施工中になると工程管理面も難しい状況になります。	③【ケース1】に「施工に影響のある支障物件については、工事着手までに原則として移転若しくは撤去を完了させるように努めます。」を追加します。
79	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	工事着手後に受注者都合の施工計画の変更で、支障となることに気づいた電線の移設は、受注者負担になってしまうのか？	契約図書に特別な定めがない限り、施工方法については任意施工が基本であり、受注者都合による電線の移設は受注者負担になると考えています。
80	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	③-13、③-14について、道路使用許可申請について、非常に労力を伴いますので、関係機関との調整を早くお願いします。	維持工事等、広範囲にわたり年間を通じて行う場合においては、引き続き関係機関と調整を進めていきます。(現時点において、調整を進めているがすべて了解がとれる状況とはなっていない。)
81	④施工計画書・施工管理体制	—	③支援業務者	土木工事書類作成マニュアル P17 (1-2-1 施工体制台帳・施工体系図)に記載されている添付資料が未だに徹底されておらず、再周知をお願いしたい。(監督職員により、提出書類が異なる。)	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)に記載のとおり、施工体制台帳に記載および添付すべき資料について指導します。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
82	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	③支援業務者	施工体制台帳へ添付すべき書類について、出張所の単独ルールのようなものを出張所で作り、その出張所管轄工事を経験した工事受注者が他の出張所で以前はこうやっていたルールを持ち込むケースがある。そもそも出張所ルールなどあってはならないものであり、書類作成マニュアルに準じた履行が必要と思います。	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)で記載のとおり、施工体制台帳に記載および添付すべき資料について指導します。
83	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	施工計画、施工方法などについて、現地の状況により少し内容がかわるたびに施工計画を修正していたらいくら時間があっても足らなくなります。そのあたりは臨機応変に現場で対応させていただきたい。	④施工計画書・施工管理体制(ケース1)で記載のとおり、施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、指定仮設など重要なものを除いて、受注者自らが責任を持って作成するものです。 また、土木工事書類作成マニュアルにおいても、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、新たに変更施工計画書の提出は要しないとしています。 施工計画書は作業手順書等のベースと重要なものであり、受注者自らが上記の主旨に沿って、適宜判断してください。
84	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	自社で確認しやすくするために、必要以上に添付をすることもありますが、マニュアルに沿って提出してくれと言われ、削除の時間がかかる。あくまで、受注者が添付している過分については、そのまま受理していただきたい。	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)の記載のとおり、施工体制台帳に添付すべき書類は、「土木工事書類作成マニュアル」によるものとしていますが、建設業法上最低限必要なものを記載しているものであり、できる限り提出書類簡素化にご協力をお願いします。
85	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	施工体制台帳に添付する書類について、土木工事書類作成マニュアルに記載されていない書類についてもASPでの提出を求められることがある。	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)の記載のとおり、施工体制台帳に添付すべき書類は、「土木工事書類作成マニュアル」によることを再度指導徹底します。
86	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	土木工事書類作成マニュアルP8に記載された施工計画書(施工方法)の作業フローは簡略化されたものが記載されていると考えますが、適正化指針に明記された通り、土木工事共通仕様書、特記仕様書、コンクリート標準示方書等基準類や土木工事安全施工技術指針などについて具体的に記載するのであれば、土木工事書類作成マニュアルの記載例のような作りにはならないと考えます。 そもそもですが、施工計画書に記載が無いから基準に準拠しなくても良いという事にはならないと考えますが、その場合、基準書の文面を施工計画書に記載する必要性が不明であり、基準書等の内容を記載することが過度な作り込みを要求し、作り手は表現することにつながります。 簡素化するのであれば、基準書に記載された内容を除き、施工機械や基準書の内容とならない場合の施工方法のみを記載する方が良いのではないのでしょうか。真剣に働き方改革に繋げるのであればもっと根本的な変更を望みます。	④施工計画書・施工管理体制(ケース1)で記載のとおり、施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、指定仮設など重要なものを除いて、受注者自らが責任を持って作成するものです。 施工計画書は作業手順書等のベースと重要なものであり、受注者自らが上記の主旨に沿って、適切に作成する必要があります。
87	⑤施工・安全管理	-	③支援業務者	各県公安委員会の資格者配置路線で交通誘導を実施する場合は、検定合格者以外の配置も可能なため、表現を見直して頂きたい。	整合を図り修正済みです。
88	⑤施工・安全管理	愛媛県	①受注者	交通誘導警備員の伝票を集計表に写し、伝票のコピーも必要のため伝票のコピーをなくしてほしい。	⑤施工・安全管理(ケース1)で記載のとおり、提出については一覧表のみとしており、伝票は提示のみとしています。
89	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	工程管理に関し毎月提出が必要な資料は工事履行報告書となっており、実施工程表は提示できるようになっているが、提出を求められることがほとんどある。	土木工事書類作成マニュアルに記載のとおり提出を求めないように指導徹底します。
90	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	土木工事書類作成マニュアル4-1(5)2)③で維持工事は実施工程のみの管理となっていますが、履行報告上予定工程(%)を記載してしまうと降雨による工程のずれや追加指示等で10%程度計画とずれる場合がありますので、履行報告の予定工程(%)は0%で提出して実施工程(%)のみでも構わないのではないかと。	維持工事は、土木工事書類作成マニュアルに記載のとおり、実施工程(%)のみを管理することとしており、出来高管理は存在しますが、工程管理は必要ありません。(長期間に及ぶ指示書については、1指示書毎に工程管理が必要なケースはあります。)
91	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	検査にて、写真管理基準以上の写真を求められる。	⑦写真管理で記載のとおり、検査も写真管理基準に基づき実施することを指導徹底します。 なお、写真管理基準では施工状況写真を、「工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜撮影」することになっているほか、「不可視部分の写真も適宜撮影」することになっており、その写真を検査時に求めているものであります。(共通仕様書等の設計図書や施工計画書に記載され、重要な施工状況写真は必要)
92	⑦写真管理	高知県	①受注者	今の時代、作成した構造物の後日追跡が可能なのでもっと管理頻度が少なくてもいいと思います。	現時点において最低限の撮影頻度を定めた「写真管理基準」(全国)であり、それに従い撮影をお願いします。
93	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略、状況写真も不要であることとあるが、担当職員が立会に来た場合は未だに写真撮影を行っている工事事務所がある。	⑦写真管理で記載のとおり、段階確認した箇所の写真撮影は不要であることを監督職員等へ再度指導徹底します。 なお、段階確認ではなく、施工状況把握として、監督職員等が必要と判断し、別途指示したものは撮影を行っていただく場合があります。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
94	⑧材料品質管理書類	高知県	①受注者	重要構造物と言うのは分かりますが小型構造物、排水構造物(小型)等はJIS製品であれば毎日スランプ、空気量の確認はしなくても良いのでは。後、圧縮強度試験も現場養生で強度が出ているかの確認で良いのでは。	土木工事書類作成マニュアルの「5-1-1建設材料の品質記録保存資料」の適用範囲に記載しているとおり基本的には重要構造物を対象としています。 なお、⑧材料品質管理書類【ケース1】を「◎生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録は、工事完成後の構造物の維持管理上、重要な資料となりますので、ご協力をお願いします。」に修正します。
95	⑨出来形管理書類	高知県	①受注者	完成検査前の発注者書類確認時、下請け引取り検査の状況写真の提示を求められる事がありました。	⑨出来形管理書類(ケース1)で記載のとおり、下請との適切な手続きを踏まえた対応を行っているかを確認しているものであり、基本的には、検測管理図・写真までの作成・提出は必要ありません。(確認の過程の中で不明な点は具体的に聞くことはあります。)
96	⑨出来形管理書類	愛媛県	①受注者	検査官からの質問に対して、「マニュアルにあるため書類はありません」との回答が通用するのかが疑問	具体的な事象が不明ですが、特別なものを除いてマニュアルに従い対応していただいて結構です。監督職員等に余分な資料作成を依頼しないように指導します。(不明な場合は監督職員等にご相談ください。)
97	⑨出来形管理書類		①受注者	下請け引取り検査について、検測管理図、写真は必要ないことを知りました。	⑨出来形管理書類(ケース1)で記載のとおり、下請との適切な手続きを踏まえた対応を行っているかを確認しているものであり、基本的には、検測管理図・写真までの作成・提出は必要ありません。(確認の過程の中で不明な点は具体的に聞くことはあります。)
98	⑨出来形管理書類	徳島県	①受注者	規定されていない項目を指摘されることがあります。	具体的な事象が不明ですが、特別なものを除いてマニュアルに従い対応していただいて結構です。監督職員等に余分な資料作成を依頼しないように指導します。(不明な場合は監督職員等にご相談ください。)
99	⑨出来形管理書類	徳島県	①受注者	当該工事の樋門・樋管本体工(函渠工)で3次元計測技術を用いた出来形管理を行ったが、3次元出来形管理要領(案)に工種が存在しないため認められなかった。しかし、生産性向上の観点から従来型出来形管理と3次元計測技術を用いた出来形管理を行った。結果、函渠工の内空断面(1m×1m)延長L=31.4mであったが、3次元計測を行うことができ、従来型計測と比較しても、従来の規格値を満足する値が得られた。今後、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に樋門樋管本体工及び函渠工の工種を追加して頂きたいです。	内空空間における3次元計測技術の適用については、令和4年に基準化に向けて検討されたところですが、TLSにおける点群データの計測精度の課題等により、現時点では適用が見送られています。
100	⑪完成図書	-	③支援業務者	未だに発注図面がCAD製図基準に沿ったものとなっておらず、WGを構築するなど抜本的な解決を行って頂きたい。	⑪完成図書(ケース2)の再周知を図るとともに、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、書類適正化の理解促進と遵守を図っていきます。 なお、②発注内容・設計照査(ケース1)に以下を追加します。 ◎発注図面(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細図面を付けるほか、寸法等明示すべき事項が不足しないよう指導します。また、併せてCAD製図基準への適合確認を行います。
101	⑪完成図書	徳島県	③支援業務者	依然として発注担当課から貸与される発注図面がCAD製図基準に準拠されておらず現場側で修正に時間や費用が発生している。	⑪完成図書(ケース2)の再周知を図るとともに、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、書類適正化の理解促進と遵守を図っていきます。 なお、②発注内容・設計照査(ケース1)に以下を追加します。 ◎発注図面(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細図面を付けるほか、寸法等明示すべき事項が不足しないよう指導します。また、併せてCAD製図基準への適合確認を行います。
102	⑪完成図書	徳島県	①受注者	維持工事発注図面について数年前から道路巡回が入っていないので毎回変更図面として修正している。発注時に分かっている工種なので発注時から記入してほしい。毎年総括で提示し、変更図面で修正している。	維持工事発注図面について、道路巡回を記載する必要はないと考えています、基本的に、特記仕様書(工事数量総括表含む。)などの設計図書で明記することで問題ありません。
103	⑪完成図書	徳島県	③支援業務者	舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース(舗装)に登録することになりましたが、現場技術員が登録内容の確認はできるのでしょうか。それとも、受注者が登録した内容確認は、発注課で行うのでしょうか？	仕様書に記載されている内容なので、現場での確認が必要となります。発注担当課と調整の上、実施してください。
104	⑪完成図書	高知県	①受注者	図面の修正は受注者が行っていることが多い。また、発注図面や変更図が製図基準に対応されていないので、これも受注者が修正対応しています。周知していますと回答ありますが、全くなされていない。	⑪完成図書(ケース2)の再周知を図るとともに、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、書類適正化の理解促進と遵守を図っていきます。 なお、②発注内容・設計照査(ケース1)に以下を追加します。 ◎発注図面(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細図面を付けるほか、寸法等明示すべき事項が不足しないよう指導します。また、併せてCAD製図基準への適合確認を行います。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
105	①完成図書	愛媛県	①受注者	CAD図面の製図基準に適合していない発注図面の修正を受注者が行っている。 追加指示図面や変更図面は、全く製図基準に適合していない為、電子納品時にかなりの労力を要している。 この事案は、CAD図面が普及されてからずっと改善されていない。	①完成図書(ケース2)の再周知を図るとともに、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、書類適正化の理解促進と遵守を図っていきます。 なお、②発注内容・設計照査(ケース1)に以下を追加します。 ◎発注図面(指示図面を含む)は、発注者側の照査を徹底し、詳細図面を付けるほか、寸法等明示すべき事項が不足しないよう指導します。また、併せてCAD製図基準への適合確認を行います。
106	①完成図書	香川県	①受注者	道路施設台帳の作成費用が当初設計にある費用では到底できない。 維持工事では施設台帳作成件数が約100件ほどあり、技術者1人で3週間から4週間ほどかかります。 道路施設台帳の作成費用を上げてほしい、もしくは設計変更の対象としてほしい。 また、電子3部の提出をしているので、紙提出をなくしてほしい。	道路施設基本データについては、道路工事完成図等作成要領等に基づき作成をお願いします。なお、費用については全国統一の費用となっており、今後、改善に向けて申し入れを行います。 なお、現要領では内容確認のため紙資料を提出してもらうようになっておりますが、紙資料の提出を廃止し、電子成果品のみとするよう要領等を改訂します。
107	①完成図書	香川県	①受注者	道路施設台帳の提出が電子と紙(2~3部)となっておりますが、電子だけではだめなのでしょうか。道路付属物工では工種も多く、工期までの作成時間が足りません。	現要領では、内容確認のため紙資料を提出してもらうようになっておりますが、紙資料の提出を廃止し、電子成果品のみとするよう要領等を改訂します。
108	⑫監督体制・情報共有	徳島県	①受注者	書類に対してあまりにも細かな指摘を受けて何度も再提出となる。週休2日と掲げながら、書類の作成で時間を要すると現場を止めても内業が発生する事もある。こちらの出来の悪さもありますが、能力に応じて対応していただきたいです。	「土木工事書類作成マニュアル」や「工事関係書類等の適正化指針」を充実させ業務改善に繋がるように努めていきます。
109	⑫監督体制・情報共有	愛媛県	①受注者	工事関係書類等の適正化指針に記載されているにも関わらず災害や事故等の緊急時以外での電話がいまだにかかってくる。	2024年度からの建設業の時間外労働時間の上限規制適用も踏まえ、業務時間外の連絡については翌日の連絡にするなどの配慮をするよう指導徹底します。
110	⑫監督体制・情報共有	愛媛県	①受注者	ある問い合わせで、回答締め切りが2時間後というものがあった。現在進行中の工事なら可能だが、終了した工事の提示資料からの回答となると、データ化もしておらず、手元に資料もないので回答がしづらい。 どういった経緯で問い合わせが直前になったのかわからないが、余裕をもった問い合わせをしていただきたい。	特別な事情がない限り、引き渡し後の問い合わせは行わないよう指導します。なお、やむを得ず問い合わせが必要になった場合においても、期限に余裕を持って実施するよう周知します。
111	⑬設計変更	-	③支援業務者	相変わらず、発注担当課から工事受注者に対し、三者見積書の提出を求められる。(事務所が三者相見積もりを強制している。)	⑬設計変更(ケース1)に記載のとおり、材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう指導徹底します。そういう依頼があった場合は適正化指針により説明し拒否してください。 ただし、受発注者間の価格乖離防止を目的に、参考見積(三者見積では無い)をお願いする場合があります。
112	⑬設計変更	徳島県	①受注者	最終数量(見込み)を工期満了の2か月前に提出し最終数量(確定)を1か月前にという暗黙のルール(事務所ごとの独自ルール?)がある。維持工事では障害物除去等いつどこであるか分からない工種があるのに1か月前に数量を確定するのは不可能なため安全側で数量を切り捨て、無償で対応する形をとっている。 (改築工事でも1か月前では数量確定は不可能で安全側で切り捨て、請負業者の金額的負担が発生している) 協議書指示書は発注者(事務所)へも共有されているので、最終数量(見込み)は1か月前、最終数量(確定)を2週間前までにしていただきたい。もしくは変更数量以上となる障害物除去は行わなくてよいとかに変えてほしい。	土木工事共通仕様書3-1-1-5に記載のとおり、数量の算出は出来形数量が基本であり、事前の作成は協力を求めているものです。受注者の作業負担や数量切り捨てとならないよう指導徹底します。 (適正化指針4. 事例及び回答一覧表⑬-2 参照) なお、多少の前倒しについてはご協力をお願いさせていただきますが、変更数量確定後に完了届を提出できるように発注担当課と十分に調整してください。 また、工事途中の適切な変更契約や変更契約を見越した適正工期の設定など、最終変更負担が生じないように改善を図っていきます。
113	⑬設計変更	愛媛県	③支援業務者	設計変更時の材料見積について、周知されていないと感じます。	⑬設計変更(ケース1)に記載のとおり、材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう指導徹底します。そういう依頼があった場合は適正化指針により説明し拒否してください。 ただし、受発注者間の価格乖離防止を目的に、参考見積(三者見積では無い)をお願いする場合があります。
114	⑬設計変更	愛媛県	①受注者	材料の3社見積を極力、発注者側で行って欲しい。 維持工事なので突発的な材料が多々あります。 令和5年3月に回答されている内容と同じですが、少量な材料見積を頻りに資材業者に頼みにくいです。	⑬設計変更(ケース1)に記載のとおり、材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう指導徹底します。そういう依頼があった場合は適正化指針により説明し拒否してください。 ただし、受発注者間の価格乖離防止を目的に、参考見積(三者見積では無い)をお願いする場合があります。
115	⑬設計変更	愛媛県	①受注者	「過度に詳細な調査票の作成や過剰な根拠資料の要求はしない」としているが、過度・過剰の目安がなく判断しづらいので例示(平均の日当り歩掛と人員・機械編成とか)が必要ではないか。	ケースバイケースですが、歩掛構成上の必要最小限のもので良いという主旨であり、例示することは困難です。 発注担当課と十分に調整した上で、過剰な要求がある場合は拒否してください。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
116	⑬設計変更	徳島県	①受注者	電線共同溝工事は、設計変更対応に時間を要する。週休2日の観点からも3ヶ月は欲しい。	工事途中の適切な変更契約や変更契約を見越した適正工期の設定など、最終変更により負担が生じないように改善を図っていきます。
117	⑬設計変更	徳島県	①受注者	発注前に質問していないという理由で協議に応じない場合があるが、歩掛見積の回答が質問書締切日以後であり質問書に記載できない場合がある。 また、質問していないという時点で協議・設計変更へ後ろ向きとなり、より詳細な資料が要求される。	⑬設計変更(ケース1)で記載のとおり、歩掛見積り時点と施工時点での現場条件の違いが明確であれば協議により設計変更することは可能です。ただし、契約図書として「現場条件の違いが明確であることが前提であり、すべてを変更できるものではありません。 なお、契約書第1条に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。」(自主施工の原則)となっており、契約図書に記載がない場合は、設計変更の対象にならないのが原則であり留意する必要があります。 (特別な定めがない場合において不明確な場合は、質問書を提出してください。)
118	⑬設計変更	香川県	①受注者	監督職員と材料等の選定をし見積書を提出し承諾を得るが、変更時、単価が減額している。 緊急性を要する場合は、口頭にて監督職員と協議を行い資機材の調達に入るが、その場合の調達資機材の購入金額、賃料等にひらきが日々ある。	①協議書(協議・指示等)(ケース2)で記載のとおり、指示はその都度、契約変更を行うことが原則であり、概算金額を示すのは発注者の役割です。受発注者が対等な立場で見積協議を行うように指導徹底します。
119	⑬設計変更	香川県	③支援業務者	歩掛見積の「過度に詳細な調査表」や「過剰な根拠資料」の程度がわからない。 発注側担当者によって求めるレベルに相違がある。 規定帳票、必要資料等の整理を望みます。	ケースバイケースですが、歩掛構成上の必要最小限のもので良いという主旨であり、例示することは困難です。 発注担当課と十分の調整した上で、過剰な要求がある場合は拒否してください。
120	⑬設計変更	香川県	①受注者	熱中症対策の現場管理費で外気温だけで判断され、夜間塗装工事で密閉されている作業があったのですが対象外にされました。 考慮してほしいです。	全国基準で対象が定められており、現時点においてはこれにより判断します。 熱中症対策に関する間接費の設計変更について、概要を以下のアドレスに掲載していますのでご参照ください。 ・地整HP: http://www.skr.mlit.go.jp/etc/neccyuusyuu.pdf
121	⑭その他	—	③支援業務者	今後、完全週休二日制へ移行していくと思われるが、品質確保のために必要となる簡易な現場作業(散水など)について、作業日数から除外するなどの配慮が必要ではないでしょうか。	現場管理上、一時的に必要な作業を行う場合は、作業日として取り扱わないこととしています。(不明な場合は監督職員等にご相談ください。) 例: 巡回パトロール・保守点検(一時的なもの)、見学会、地元協議対応など監督職員が認めたもの
122	⑭その他	高知県	①受注者	諸経費動向調査だけでなく、発注者が把握していないといけないことを、報告や提出の必要のない調査を受注者に調べて記入してほしいと依頼が来る。指示書無し。	共通仕様書、特記仕様書等の契約図書に記載のないものは、依頼しないように指導徹底します。なお、そういう依頼があった場合は拒否してください。 また、やむを得ず必要が生じた場合は、適切に指示を行い、変更契約を行うことを徹底します。
123	⑭その他	徳島県	①受注者	諸経費動向調査について、施工体系図に記載されている下請け全てから資料を取り寄せ、取りまとめ、自社の分を記入し、エラーが0になるようにすべて記入しているが、指示書の提示金額ではとても足りません。。諸経費動向調査は工事の種類や請負金額、下請け数等に変更していただきたい。 8時から17時までで10日間かかっています。 10日×2万円(作業員単価で仮定)=20万円かかっているのに指示書の提示金額は10万円です	諸経費動向調査は、積算基準上の間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の改正のために重要な調査のため、引き続きご協力をお願いします。 なお、全国基準で定められていますが、負担が大きいことは認識しており、改善に向けご意見を本省に伝えていきます。
124	⑭その他	高知県	①受注者	指針の内容を発注者側(支援業務含む)が理解していない事がある。	引き続き、適正化指針を周知徹底していきます。
125	⑭その他	高知県	①受注者	「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答にて【周知徹底】との回答への真摯な対応のほどよろしくお願ひします	「工事関係書類等の適正化指針」の周徹底を図るとともに、各事務所毎の問題点把握や課題検討などを継続的に実施し、書類適正化の理解促進と遵守を図っていきます。
126	⑭その他	愛媛県	①受注者	現場発生品について、近年、重量を細かく計るよう(1kg単位)指示があるが、そこまでの費用が計上されていません。クレーンスケールのリース料やトラックスケール利用料等	基本的に、一般的な製品(新品)重量で対応しているため、特別なものを除いて、重量を細かく計る必要はないと考えています。
127	⑭その他	愛媛県	①受注者	諸経費動向調査の費用が安すぎるのではないのでしょうか？ 工事責任者の何人分の費用が計上されているのでしょうか？	諸経費動向調査は、積算基準上の間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の改正のために重要な調査のため、引き続きご協力をお願いします。 なお、全国基準で定められていますが、負担が大きいことは認識しており、改善に向けご意見を本省に伝えていきます。

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和6年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
128	⑭その他	愛媛県	①受注者	「環境対策」グリーン購入法の特定調達品目について本工事において特記仕様書に記載がある特定調達品目について、使用した場合は「集計を行い監督職員に提出」とありますが集計表の様式を見つけることが出来ませんでした。また、私自身特定調達品目の実施についての理解が乏しいため要領やフローチャート、書式のダウンロード先や関連要領のURL等を記載したマニュアルがあればわかりやすいと感じました。	特記仕様書に、「実施要領等は、別途、監督職員より指示する。」と記載しており、監督職員から必要な実施要領、様式データ等を指示するように指導徹底します。 なお、最新の実施要領並びに入力様式についてはHPIに掲載するなど改善を進めます。
129	⑭その他	愛媛県	①受注者	「～周知徹底します。」の回答が何年も繰り返され、改善されない。 「指針に記載のとおり・・・としたい。」と発議しても、「何か問題が発生した時のために従来通り・・・。」とされる。発注者(監督者)の立場としては個人の責任問題となるために、しょうがない対応だと思う。指針より更に上位のものでなければ、現場対応は変わらないと思われる。	「工事関係書類等の適正化指針」の周徹底を図るとともに、本局主導で各事務所に対し、体制の改善を指導します。
130	⑭その他	愛媛県	①受注者	特記仕様書には総括打合せはWeb会議を活用することと記載があります。前年度まではWeb会議で行われていましたが、今年度は一同集まって会議にて行われています。出張所等との打ち合わせについても同様です。担当が変わる毎に方針が変わります。受注者としては移動時間等の短縮、資料の用意等の労力を鑑みWeb会議を徹底して欲しい。	特記仕様書に総括打合せに関して、「その実施にあたっては、Web会議等を活用し、効率的に実施することを原則とする。」と記載しており、Web会議で実施することを指導徹底します。 また、その他打合せについてもWebを活用するように記載内容を改訂します。
131	⑭その他	愛媛県	①受注者	快適トイレの試行が特記仕様書に記載されていますが、維持工事では工事期間も長く施工範囲も広く固定ができない。当現場は3市町にまたがることからくみ取り業者の関係で移動式のものも使用ができない。 設置をした場合限度額を超える費用については現場環境改善費を想定とあるが、維持工事には現場環境改善費が見込まれてないので、いっそのこと削除していただきたい。	維持工事は現場環境改善費を対象外にしていることがほとんどであり、その場合は快適トイレに関する条件明示を削除するように変更します。 特記仕様書では「快適トイレ手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。」となっており、当面、協議により対応してください。
132	⑭その他	高知県	①受注者	適正化指針アンケートに関して、毎年同じような意見があり、同じような回答をされています。 特に、周知徹底をしますという回答に関して、どのような対応をなされているのでしょうか。 口頭や文書をまわすだけでは改善されないと思います。 受注者としては改善されているという実感が感じられません。	「工事関係書類等の適正化指針」の周徹底を図るとともに、本局主導で各事務所に対し、体制の改善を指導します。
133	⑭その他	徳島県	③支援業者	現在記載は有りませんが、「地域社会や住民に対する貢献」の評価項目について、他地整(関東地方整備局 土木工事電子書類スリム化ガイド)では10項目までと制限されており、10項目以上の提出は認めないとされています。自社の取り組みを多く提出するために労力を使い、書類が増える受注者さんもいますので提出制限をすべきではないでしょうか。	地域への貢献等の評価は、総括技術評価官(事務所長)が審査項目別運用表に基づき総合的に判断しているものであり、項目数を制限することは考えていません。(項目数ではなく、内容や効果性等により判断)
134	⑭その他	香川県	①受注者	コロナの規制も緩和され、対面での打合せに戻ってきましたが、今後は全て対面となってくるのでしょうか。打合せや検査など、対面かWEBか選べてもよいかと思います。	特記仕様書に総括打合せに関して、「その実施にあたっては、Web会議等を活用し、効率的に実施することを原則とする。」と記載しており、Web会議で実施することを指導徹底します。 また、その他打合せについてもWebを活用するように記載内容を改訂します。